

千葉県公告第396号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月18日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンモール幕張新都心
所在地 千葉県美浜区豊砂1番13 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 三井住友信託銀行株式会社
代表者の氏名 代表取締役 大山 一也
住 所 東京都千代田区丸の内1-4-1

- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 変更の年月日
令和4年2月17日ほか

- 5 変更の理由
店舗の入退店等による変更が生じたため

- 6 届出の年月日
令和4年4月27日

- 7 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

- 8 縦覧期間及び時間
 - (1) 縦覧期間
令和4年5月18日から令和4年9月20日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
午前9時から午後5時15分まで